

令和6年度 学校生活のきまり (生徒手帳より)

(見直し前)

p.14

学校生活のきまり

南中学の生徒は次のきまりを守り、規律正しい明るい学級づくりに努力します。

- 生徒手帳は常に所持します。
- 登校、下校時刻は全ページの日課表のとおりです。
登校・・・午前8時20分(着席)
下校・・・一般生徒は4時30分
部活動の下校時刻は季節によって変わります。
- 登校後授業が終わるまでは、先生の許可なく校地外へ出られません。
- 欠席する場合は、保護者が必ず始業前に電話連絡して下さい。(8:10までに)
- 自転車通学は許可した者に限ります。
- アルバイトは原則として禁止です。
- 学校備品を使用するときは、必ず担当者の許可を受けます。
- 感染症対策に伴い、検温、指先消毒を徹底し、具合が悪いときには養護教諭の判断で

p.15

- 早退します。
- 平日の登下校はすべて制服です。
- 教科等の活動によっては、体育着の登下校を良しとします。
- 頭髪は、頭髪の規定にしたがいます。
- 服装のきまりは次の通りです。

(見直し後)

p.14

R6. 3改訂

学校生活のきまり

南中学の生徒は次のきまりを守り、規律正しい明るい学級づくりに努力します。

- 生徒手帳は常に所持します。
- 登校、下校時刻は全ページの日課表のとおりです。
登校・・・午前8時20分(着席)
下校・・・一般生徒は午後4時30分
部活動の下校時刻は季節によって変わります。
- 登校後授業が終わるまでは、先生の許可なく校地外へ出られません。
- 欠席する場合は、保護者が必ず始業前に電話端末で連絡してください。症状により必要な場合は電話連絡してください。(8:20までに)
- 自転車通学は許可した者に限ります。
- アルバイトは原則として禁止です。
- 学校備品を使用するときは、必ず担当者の許可を受けます。
- ~~感染症対策に伴い、検温、指先消毒を徹底し、保健室は原則として1日1時間まで、それでも~~具合が悪いときには養護

p.15

- 教諭の判断で早退します。
- 平日の登~~下~~校はすべて制服です。~~下校は、体育着も可とします。~~ R5.6改訂
- ~~○教科等の活動によっては、体育着の登下校を良しとします。~~
- 頭髪は、頭髪の規定にしたがいます。
- 服装のきまりは次の通りです。

夏・冬の服装のきまり		
移行期間	冬服→夏服 5月連休後→6月	夏服→冬服 9月～10月
完全実施	夏服 7月	冬服 11月

		男	女
上衣		制服(標準マーク) 白ワイシャツ	制服
制服の下に着る物		夏は、男女とも白の無地 冬は、黒、紺、白	
ズボン スカート		標準マーク	学校指定のもの
名札		4か所以上でとめる (夏はホックでも可)	
履物	下履	白シューズ(学校指定のもの)	黒靴(学生靴) 白シューズ(学校指定のもの)
	上履	白シューズ(学校指定のもの)	

防寒用	防寒用コート	黒、紺、茶、グレー、(無地のもの)	
	ダウンジャケット	○ダウンジャケット(黒・紺・グレー) ○部活動で使用しているもの(上着) ○ビニル系のもの(ウインドブレーカー)は、色(黒・紺・グレー)としてワンポイントやラインは可とする	
	セーター	はででないもの。制服の中に着る。 (色はコートに準じる・無地)	
	手袋	はででないもの	
	マフラー	はででないもの(ネックウォーマーはマフラーと認める)	
	防寒着は登下校のみとし、校舎内では着用できません。		
頭髪	頭髪の規定通り		
かばん	学校指定のもの		
靴	下	黒・紺・白(無地)	白(無地) (冬季は黒タイツ可)
		指定のもの	

夏・冬の服装のきまり		
移行期間	冬服→夏服 5月連休後→6月	夏服→冬服 9月～10月
完全実施	夏服 7月	冬服 11月

※ただし、気象等の状況で変わる場合もある。

		男	女
上衣		制服(標準マーク) 白ワイシャツ	制服
制服の下に着る物		白・グレー・ベージュなど透けないもの(夏服の場合)	
ズボン スカート		標準マーク 制服	学校指定のもの 制服
名札		4か所以上でとめる (夏はホックでも可)	
履物	下履	黒靴(学生靴) 白を基調としたシューズ (メーカーロゴマーク可)	
	上履	白シューズ(学校指定のもの)	

防寒用		黒、紺、茶、グレー、 白	
	コート	○部活動で使用しているもの(上着) ○保管上、かさばらないもの ○高価でないもの ○夏服の上のカーディガンは防寒着として認める。(移行期間中のみ)	
	セーター	はででないもの。制服の中に着る。 (色はコートに準じる・無地)	
	手袋	はででないもの	
	マフラー	はででないもの(ネックウォーマーはマフラーと認める)	
	換気等の関係で、防寒具を校舎内で着用する場合は、担任の許可を得る。		
頭髪	頭髪の規定通り		
かばん	学校指定のもの		
靴	下	黒・紺・白 (ワンポイント可)	白(無地) 冬季は黒タイツ可
		指定のもの	

※ケガ防止のためくるぶしまで隠れるもの

男女共通事項

- ・パーマ、カール、染色、脱色は絶対にしない。
- ・整髪料は使わない

男子

《長さ》前…まゆ毛の下を基準とする
(自然な状態で)
横…耳にかぶらない
後ろ…制服のえりにかからな

女子

《長さ》前…まゆ毛の下を基準とする。
(自然な状態で)
後ろ…両肩を結ぶ線までとし、
それ以上は根元から束ねる
《禁止》不自然、極端な加工
《その他》ゴムの色…黒、紺、茶

(周りに布などがついていないもの)
髪どめはヘアピンのみ
ヘアピン…黒色で飾りのついていないもの

守っていく方法

クラスの係による点検や必要に応じて学年生徒会で取り組む

※「不自然」や「極端」の範囲内を自分で判断できる力も養いましょう。

男女共通事項

- ・パーマ、カール、染色、脱色は絶対にしない。
- ・整髪料は使わない

男子

《長さ》前…まゆ毛の下を基準とする
~~横…耳にかぶらない~~
後ろ…両肩を超したら結ぶ

女子

《禁止》不自然、極端な加工
両肩を超して結ばない髪型

《その他》

- ・ゴムの色…黒、紺、茶
(周りに布等がついていないものとします)
- ・髪どめはヘアピンのみ(パッチン止め可)
※黒色で飾りのついていないもの

装飾品について

- ・時計のみ可とする
〔 高価のものは避ける
多機能がついたものは避ける 〕

守っていく方法

クラスの係による点検や必要に応じて学年生徒会で取り組む**をみます。**

※「不自然」や「極端」の範囲内を自分で判断できる力も養いましょう。

p.20

- ・自転車通学許可申請書を出し、認められた者については、各学年色のステッカーを後部につける
- ・自転車に乗るときは、ヘルメットをかぶり、あごひもにたるみがないようにする。
- ・荷物はゴムひもでしばって乗る。
- ・自転車の整備がしっかりできているようにする。(反射板, ライト, ブレーキ)
- ・自転車を変形させない
(ハンドル, 荷台, ハブステップ等)
- ・道路交通法を守る。(左側通行, 一時停止, 二人乗り, 並列走行禁止など)
- ・雨天時はカッパを着用し, 傘さしは禁止とする。
- ・自転車通学許可者は, 「山梨県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」により, 必ず「自転車損害賠償責任保険等」に加入する。(令和2. 10～)

以上を守れない場合は, 許可を取り消します。

- * 自転車に乗る全生徒は自転車通学許可者と同様に, 必ず「自転車損害賠償責任保険等」に加入する。(令和2. 10～)

p.20、21

- ・自転車通学許可申請書を出し、認められた者については、各学年色のステッカーを後部につける
- ・自転車に乗るときは、ヘルメットをかぶり、あごひもにたるみがないようにする。
- ~~・荷物はゴムひもでしばって乗る。~~
- ・ **荷台にゴムひもをつけて登下校することを推奨します**
(第1カバンは背負うか, 荷台に取り付ける) **R5.12 改訂**
- ・自転車の整備がしっかりできているようにする。(反射板, ライト, ブレーキ)
- ・自転車を変形させない
(ハンドル, 荷台, ハブステップ等)
- ・道路交通法を守る。(左側通行, 一時停止, 二人乗り, 並列走行禁止など)
- ・雨天時はカッパを着用し, 傘さしは禁止とする。
- ・自転車通学許可者は, 「山梨県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」により, 必ず「自転車損害賠償責任保険等」に加入する。(令和2. 10～)

※以上を守れない場合は, 許可を取り消します。

- * 自転車に乗る全生徒は自転車通学許可者と同様に, 必ず「自転車損害賠償責任保険等」に加入する。(令和2. 10～)